

水道局 告示番 号	水道局告示名	公布年月日
水道局告示 第104号	さいたま市受水槽の設備設置基準の一部を 改正する告示	令和3年8月11日

さいたま市水道局告示第104号

さいたま市水道局受水槽の設備設置基準の一部を改正する告示

さいたま市水道局受水槽の設備設置基準（平成13年さいたま市水道部告示第8号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(設置位置、構造等)</p> <p>第4条 受水槽を設置する場合は、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>(9) 前各号に掲げるもののほか、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）<u>第129条の2の4</u>、昭和50年建設省告示第1597号及び水道法施行令（昭和32年政令第336号）第6条の規定を遵守すること。</p> <p>(受水槽までの給水装置)</p> <p>第6条 受水槽までの給水装置は、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 管理者が別に定める<u>基準</u>に基づく直結給水システムとする場合の給水管の立ち上がりの高さは、第1号の規定にかかわらず、管理者との事前協議により定めること。この場合において、水圧低下時を考慮して給水管の立ち上がりを必要以上に高くしないこと。</p> <p>(5)～(14) [略]</p>	<p>(設置位置、構造等)</p> <p>第4条 受水槽を設置する場合は、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>(9) 前各号に掲げるもののほか、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）<u>第129条の2の5</u>、昭和50年建設省告示第1597号及び水道法施行令（昭和32年政令第336号）第6条の規定を遵守すること。</p> <p>(受水槽までの給水装置)</p> <p>第6条 受水槽までの給水装置は、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 管理者が別に定める<u>さいたま市直結給水システム設計施工基準</u>に基づく直結給水システムとする場合の給水管の立ち上がりの高さは、第1号の規定にかかわらず、管理者との事前協議により定めること。この場合において、水圧低下時を考慮して給水管の立ち上がりを必要以上に高くしないこと。</p> <p>(5)～(14) [略]</p>

附 則

この告示は、公布の日から施行する。